



※ 「特段の事情」…  
 犯罪被害者等給付金を支給せず、又はその一部を支給しないことが社会通念上適切でないと認められる特段の事情(犯給法施行規則第10条第1項)

※1 特段の事情(規則第10条第1項関係)の適用基準(①又は②に該当し、かつ③にも該当する場合)  
 ① 犯罪行為時に親族関係が事実上破綻していたと認められる  
 ② 犯罪行為が親族関係に関わりなく、又は加害者の一方的な理由により行われたとき  
 +③ 犯罪行為後の関係から、給付金を支給した場合に加害者を利するおそれがない

※2 DV・虐待(規則第10条第2項・第3項関係)の適用基準(①から④までのいずれかに該当する場合)  
 ① 犯罪被害者又は第一順位遺族からの申立てにより、加害者に対し、DV法第10条の規定による保護命令が発せられている  
 ② ①に準ずる事情(ストーカー規制法第5条の規定による禁止命令が加害者に対し発せられていた等)  
 ③ 児童虐待、高齢者虐待及び障害者虐待(児童虐待等)(当該加害者による虐待により当該犯罪被害者の生命又は身体に重大な危険が生じていた場合に限る)  
 ④ ③に準ずる事情(18歳の犯罪被害者が幼少期から継続して性的虐待を受けていた等)